

後期高齢者医療の、「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

平成24年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。後期高齢者医療保険料については、昨年度と税率が変更されています。（詳しくは先月の「広報きつき」に掲載）

後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書				
【期別保険料額】				
納期・月 (普徴・特徴)		変更前の保険料額		変更後の保険料額
		普通徴収	特別徴収	普通徴収
第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 第6期 第7期 第8期 随時期	4月		2,300	2,300
	5月			2,300
	6月		2,300	2,300
	7月	*****		2,300
	8月	*****		2,400
	9月	*****		2,400
	10月	*****		2,400
	11月	*****		2,400
	12月	*****		2,400
	1月	*****		2,400
	2月	*****		2,400
	3月	*****		2,400
計		6,900	*****	14,100
合計額		(ア) *****	(イ) *****	*****
差引増減額		(イ) - (ア)	*****	*****

「後期高齢者医療保険料額決定通知書（期別保険料額）」例
※表示の保険料額は個人によって異なります。

●特別徴収額
この欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。

●普通徴収額
この欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納付書で納めさせていただきます。（口座振替の人は、指定口座振替をご確認ください）

7月中旬に新しい保険証を送付します。

保険証が更新されますので、7月中旬に新しい保険証をお送りします。

- 現在の黄色の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。
- 8月以降は新しい保険証を使ってください。
- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日です。
- 新しい保険証は緑色で、上記の『保険料額決定通知書』とは別に送付します。
- 「二部負担金の割合」は、平成23年中の所得に基づいて判定されています。

24年度限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を受け付けます。

認定証は、入院をする際に必要となります。また、現在発行している認定証は、7月31日が有効期限です。引き続き必要になる人は、申請をしてください。

★対象となる被保険者：平成24年度住民税非課税世帯に属する人。

★申請に必要なもの：①保険証②印鑑③過去1年間に90日を超える入院があれば、入院日数が分かる証明書（領収書等）

▼「折りたたみ式」です。

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	平成25年7月31日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
住 所	大分県杵築市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏 名	築 田 香 子	
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 女
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
発 効 期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
交 付 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
一部負担金の割合	〇 割	
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
保 険 者 名	大分県後期高齢者医療広域連合	

注意事項
1 =====
2 =====
3 =====

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この保険証を返還していただくことがあります。

お問い合わせ
大分県後期高齢者医療広域連合
電話：097-534-1771

申請窓口
市民課国保年金係（電話）0978-62-3131
山香振興課（電話）0977-75-1111
大田振興課（電話）0978-52-2222

平成24年度の国民健康保険税、介護保険料の「決定通知書」を7月中旬に送付します。

※保険税(料)の納め方については、各通知書でご確認ください。

【問い合わせ】杵築市役所・税務課（本庁舎）☎0978-62-3131

▼国民健康保険税の税額表

区 分	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分 (40～65歳未満)
所得割額	課税所得金額×10％	課税所得金額×2.7％	課税所得金額×2.2％
均等割額	24,000円 (被保険者1人につき)	6,500円 (被保険者1人につき)	8,500円 (被保険者1人につき)
平等割額	22,000円 (1世帯につき)	5,500円 (1世帯につき)	5,500円 (1世帯につき)
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

- 『課税限度額』とは、年間にかかる最高額のことです。
- 『課税所得金額』とは、前年中の総所得金額から33万円（基礎控除額）を差し引いた金額のことです。
- 国民健康保険の年税額は、①と②を合算した額（介護保険分該当の場合は③も含む）となります。

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者の所得の合計)
7 割	33万円以下
5 割	33万円 + (24.5万円×世帯主を除く被保険者数) 以下
2 割	33万円 + (35万円×被保険者数) 以下

※世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも、世帯主の所得を含んで判定します。また65歳以上の公的年金所得者は、年金所得から15万円を控除して判定します。

今年度の国民健康保険税額、介護保険料額が決まりました。

介護保険料については、昨年度と税率が変更されています。（詳しくは先月の「広報きつき」に掲載）
なお、国民健康保険税については、税率等の変更はありません。

国民健康保険税の軽減制度のご案内

同一世帯内の前年中の所得金額の合計額が一定基準額以下の場合には、上記の税額表の『均等割額』と『平等割額』について軽減を受けることができます。なお、軽減を受けるための届け出は必要ありませんが、所得の申告をしていない人が世帯の中にいる場合には、判定ができないため、軽減されない場合がありますのでご注意ください。

使って実感！ネットでも申告「e・Tax」

「国税電子申告・納税システム（e・Tax）」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続き（①所得税、法人税、消費税、酒税や印紙税の申告、②すべての国税の納税、③納税証明書の交付請求、法定調書の提出などの申請・届出等）ができます。

「e・Tax」に関する情報は、「e・Taxホームページをご覧ください」
利用開始の手続き、利用時間、パソコンの環境、e・Taxソフトやその操作方法、よくある質問など、e・Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用の前にご確認ください。
<http://www.nta.go.jp>
問い合わせ：別府税務署（☎0977-23-2111）※音声自動案内。